

『自立支援医療(育成医療)』申請手続きに必要なもの

★有田川町 R6年度版★

【新規／再認定／病院・薬局変更の場合】

☐	申請書	役場の窓口にあります。
☐	同意書（所得確認用）	
☐	医師意見書	自立支援医療指定医療機関の意見書が必要です。
		原則、事前申請です。
		医療機関を変更する場合、変更先の自立支援医療指定医療機関において作成された医師意見書が必要です。
		薬局だけを変更する場合、意見書は不要です。
☐	自立支援医療（育成医療）受給者証	灰色・A5二つ折り
☐	保険証・印鑑	①マイナ保険証の場合は、マイナポータルの資格情報確認画面の提示が資格情報のお知らせをご持参下さい。 ②マイナ保険証がない場合は、従来の保険証か資格確認書をご持参下さい。
☐	その他	限度額認定証（高額療養）

【住所・氏名・保険証等の変更の場合】

☐	記載事項変更届	役場の窓口にあります。
☐	同意書（所得確認用）	
☐	自立支援医療（育成医療）受給者証	灰色・A5二つ折り
☐	印鑑	
☐	変更後の保険証	保険証を変更する場合
☐	所得証明書	町外から有田川町へ転入する場合
☐	同意書（県外転入用）	和歌山県外から有田川町へ転入する場合 ※ 転出元へ、診断書の北へ提供依頼するためのものです。
☐	その他	

<注意>

- ※ 1ヶ月あたりの利用者負担上限額を認定するために、新規・再認定・変更に関わらず、受診者と同ー保険の加入者全員の所得を確認します。町外に住み票のある家族がいる場合、個人番号を記入頂く必要があります。
- ※ 変更手続きにおいても、年金額がわかる書類の用意をお願いする場合があります。
- ※ 再認定と変更の手続きを同時に行う場合、複数枚の申請書を書いてもらう場合があります。